

津山市条例第 2 1 号

平成 2 3 年 9 月 2 7 日

津山市暴力団排除条例をここに公布する。

津山市長 宮 地 昭 範

津山市暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。以下この条において「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

暴力団員 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

市民等 市民(市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。)及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。)をいう。

関係団体 暴力団対策法第 3 2 条の 2 第 1 項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

学校 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する小学校、

中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校，
同法第 1 2 4 条に規定する専修学校並びに同法第 1 3 4 条第 1 項に規定
する各種学校をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は，暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼ
す存在であることを社会全体として認識した上で，暴力団を恐れないこと，
暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本
として，市，市民等，県，警察，関係団体その他関係行政機関の連携及び協
力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は，前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）
にのっとり，市民等，県，警察，関係団体その他関係行政機関と連携し，及
び協力して，暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は，市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に，かつ，相互の連携
を図り取り組むことができるよう，市民等に対し，次の各号に掲げる支援を行
うものとする。

暴力団の排除の重要性についての理解を深めるための広報及び啓発

暴力団の排除のための活動に必要な情報の提供及び助言

暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団
員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対する保護措置（岡
山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 1 1 条に規定す
る保護措置をいう。）の警察本部長への要請

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は，基本理念にのっとり，暴力団及び暴力団員等と社会的に非
難されるべき関係をもたず，暴力団の排除のための活動に自主的に，かつ，
連携及び協力を図りながら取り組むとともに，市，県，警察，関係団体その他
関係行政機関が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努める
ものとする。

2 市民等は，暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは，市又は
警察署に対し，当該情報を提供するよう努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第 6 条 市は，公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとな
らないよう，暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべ

き関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の利用における措置)

第7条 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設をいう。以下この条において同じ。)の使用又は利用が暴力団を利用することとなると認められるときは、当該公共施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公共施設の使用又は利用を拒み、若しくは許可せず、又は既にした許可を取消することができる。

(学校等における措置)

第8条 市は、その設置する学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する青少年に対する指導又は教育活動の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを除く。)又は青少年の教育に携わる者が、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるようこれらの者に対し、情報の提供その他必要な支援又は協力を行うものとする。

(利益供与の禁止等)

第9条 市民等は、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。